

令和3年第4回弘前市教育委員会会議録

日時 令和3年3月29日(月)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期の決定

5 議案の審議

議案第6号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則案

議案第7号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営規則を廃止する規則案

議案第8号 弘前市教育委員会事務局組織規則及び弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、3番 日景 弥生 委員、4番 村谷 要 委員、

5番 高木 恵美子 委員(議案第8号から出席)

◇欠席委員

2番 柿崎 良樹 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監兼教育センター所長 三上 文章、
教育総務課長 三上 善仁、学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 菅野 洋、
学校指導課長 横山 晴彦、生涯学習課長 柳田 尚美、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦、文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 古川 学、教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和3年第4回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は3名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 日景 弥生 委員と4番 村谷 要 委員を指名いたします。会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が3件となっております。

・議案第6号

○教育長（吉田 健） 議案第6号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 議案第6号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則案についてご説明申し上げます。

去る2月16日の教育委員会会議でもご審議いただきました、保存地区保存条例の一部を改正する条例案が3月議会で議決を受けたことに伴いまして、この規則についても字句の整理、申請時に添付する書類の簡素化を図る等の所要の改正を行うものでございます。具体的には、弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例を保存地区保存活用条例というような記載にそれぞれ条文の中のものに改めるといふものになります。それから第10条にもございますとおり、附属機関にもなっております弘前市伝統的建造物群保存地区保存審議会を弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会と改めるものでございます。様式につきましても、表題の下の部分に条例の名称が入っておりますので、その条例の名称を保存活用条例というふうに改めるものといたします。この様式に伴いまして、申請時に添付する必要な図面書類等につきましても、簡素化を図るため不必要になっているものを削除するなどの改正を行うものとしたものでございます。説明は、以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第6号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第6号は可決されました。

・議案第7号

○教育長（吉田 健） 議案第7号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営規則を廃止する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁）議案第7号 史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会運営規則を廃止する規則案についてご説明申し上げます。

こちらのほうも、去る2月16日に弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案ということでご審議いただいたものが、去る3月議会において議決されましたので、それに伴いまして、その附属機関に位置付けられております、史跡津軽氏城跡堀越城跡整備指導委員会が廃止になることから、この運営規則の廃止をしようとするものでございます。説明は、以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第7号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第7号は可決されました。

・議案第8号

○教育長（吉田 健） 議案第8号 弘前市教育委員会事務局組織規則及び弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（三上善仁）議案第8号 弘前市教育委員会事務局組織規則及び弘前市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則案についてご説明申し上げます。

提案理由は、行政組織及び分掌事務の見直し、並びに弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正に伴い整理を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

弘前市教育委員会事務局組織規則につきましては、係名の変更、分掌事務の変更により改正をするものがあります。新旧対照表をご覧ください。まず第2条は、学校整備課の改革推進係を企画係に改めるものであります。改革推進係は、学校教育行政における中長期的及び総合施策に係る調整や推進などを担ってまいりましたが、教育改革の柱である小中一貫教育はすでに一斉導入しており、地域学校協働システムについても準備のできた学校から順次導入していることから、所期の目的は達成されたことから係名を「企画係」に変更するものであります。なお、第4条の学校整備課の分掌事務の改正も同様の理由で改正するものであります。

次に、第3条の教育総務課の分掌事務であります。学務健康課で所管しておりました「県費負担教職員の健康管理に関すること」を事務移管することに伴い改正いたします。また、同様の理由から第5条の学務健康課の分掌事務の同事務について削除いたします。

第7条の生涯学習課の分掌事務であります。これまで弘前市立公民館に関することが記載されておりましたが令和3年度からは中央公民館の館長を課長職とし、中央公民館を課相当の組織とすることから、公民館に関する部分を削るものであります。

次に、第8条、文化財課の分掌事務であります。条例の一部改正により弘前市伝

統的建造物群保存地区保存審議会に「活用」の文言を加え、「弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会」とするものであります。

続いて、弘前市立公民館管理運営規則の一部改正であります。これまで中央公民館は、生涯学習課に紐づいた体制でございましたが、先程、申し上げたとおり中央公民館を課相当の組織とし、現在、生涯学習課の傘下である中央公民館岩木館、中央公民館相馬館も切り離し、中央公民館の傘下となるよう組織を見直すことから、これらに関連する条文についても改正するものであります。

第5条の分掌事務では、「公民館の統括に関すること」を加え、第6条では館長補佐の配置について規定し、第8条の職員の職務等については、館長補佐の職務や「中央公民館岩木館の館長、相馬館の館長は弘前市立中央公民館長の指揮、監督を受けるものとする」などを改正するものであります。説明は、以上です。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第8号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第8号は可決されました。

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第4回弘前市教育委員会を閉会いたします。

午後3時13分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 日 景 弥 生

署名者 村 谷 要